

高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>(実績報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第5号、第8条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>_____ この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号、第5号、第8条第3項、第9条及び第11条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p>

<p>附則 _____ この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する</p> <p>附則 _____ この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 _____ この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 _____ この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 _____ この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 _____ この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 _____ この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表第 2（第 5 条、<u>第 6 条</u>関係） （略）</p>	<p>附則 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する</p> <p>附則 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付則 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。</p> <p>別表第 2（第 5 条、6 条関係） （略）</p>
---	---

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
住所
代表者名
生年月日

補助金交付申請書

令和 年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業について、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
住所
代表者名
生年月日

補助金交付申請書

令和 年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業について、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

<p>1 補助金交付申請額 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書 (4) その他知事が必要があると認める書類</p> <p>第4号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名</p>	<p>1 補助金交付申請額 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 歳入歳出予算書 (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書 (4) その他知事が必要があると認める書類</p> <p>第4号様式(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名</p>
---	---

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知県民第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業が完了しましたので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金

金 円

- 2 補助事業の成果

- 3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算（見込み）書
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知県民第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業が完了しましたので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金

金 円

- 2 補助事業の成果

- 3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算（見込み）書
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類